秘密保持契約書

株式会社 甲（以下「甲」という。）と 株式会社乙（以下「乙」という。）は、甲乙が株式譲渡契約によるM＆Aを行うに際し、甲が乙に開示した情報の取扱いについて以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

**秘密情報**

1. 本確認書において「秘密情報」とは、書面、口頭その方法を問わず、本件の検討の過程で甲から開示された、営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。

**適用除外**

1. 以下の各号に掲げる情報は、秘密情報に該当しないものとすること。ただし、個人情報については本項は適用されないものとすること。

一　甲から開示される以前に公知であったもの

二　甲から開示される以前に乙自ら保有していたもの

三　乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの

四　乙が甲から開示を受けた後、乙の責に帰すべからざる事由によって公知となった情報

**秘密保持**

1. 乙は、秘密情報を本件を検討する目的のみに使用するものとし、当該目的のため必要となる乙の役員、従業員以外の第三者に、秘密情報を開示又は漏洩しないこと。
2. 乙は、甲から要求があった場合、甲から開示を受けた資料、書類その他これらに類する一切の秘密情報（そのコピー、テープ、記録等を含む。）を速やかに甲に返却すること。
3. 乙は、甲が事前に書面又は電子メールにより承諾した場合に限り、第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーを除く。）に対して秘密情報を開示することができること。この場合、乙は本確認書により自らが負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとすること。
4. 前項の定めにかかわらず、乙は、法令に基づいて開示を要求されるなど秘密情報の開示に関する法令上の義務が生じる場合、必要最低限の範囲で秘密情報を開示することができること。

**個人情報の取扱い**

1. 個人情報が、乙に提供される場合、乙は、個人情報が個人情報の保護に関する法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。以下同じ。）が要求している必要な要件・手続きを具備したものであることを前提として取り扱うこと。
2. 乙は、個人情報を、漏洩、盗用、改ざんしてはならず、かつ、本件の受託を検討する目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律等に従って適正に取り扱うこと。また、乙は、個人情報を善良な管理者の注意をもって管理すること。
3. 甲から求めがあった場合、乙は、個人情報の管理状況について甲に報告すること。また、甲は、個人情報の委託につき、個人情報の保護に関する法律第２２条の委託先に対する監督を行うため合理的必要があると認められるときは、当該監督の対象となる個人情報の管理状況について、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができること。
4. 乙は、第7項から第9項に違反する事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合には、速やかに甲に報告し、その対応に関して甲と協議すること。

**期間・効力**

1. 本確認書の期間は、本確認書締結日から3年間存続すること。

**損害賠償**

1. 乙は、本確認書の履行に関連して乙の責による事由で甲が現実に損害を被った場合、乙は損害の拡大防止のため適切な措置をとり発生した損害を賠償する。ただし、損害賠償の対象は、乙の行為に直接起因して生じた通常の損害とし、逸失利益その他間接損害および偶発損害などの特別損失は、その予見可能性を問わず損害賠償に含まれないこと。

**誠実義務**

1. 乙は、本確認書により定められた義務の履行を誠実に行い、秘密情報の管理を秘密情報の機密性および本確認書の趣旨を踏まえて適切に行うこと。

以上